

令和5年度 第1回 犬山市国民健康保険運営協議会 議事録

日 時 令和5年7月13日（木）午後2時～3時
場 所 犬山市役所 5階503会議室
出席者 鈴木委員、日比野委員、舟橋委員、
板津委員、山本委員、石原委員、原委員、
玉置委員、久世委員、岡村委員、諏訪委員、
（欠席）河村委員、山西委員
事務局 高木健康福祉部長、舟橋保険年金課長、
梅田保険年金課課長補佐、
河合保険年金課職員

◆議事

課長

会議に先立ちまして1点ご報告をさせていただきます。第4号委員として全国健康保険協会愛知支部の鈴木正憲委員をお願いしておりましたが、病気療養ということで、この度犬山市国民健康保険運営協議会の委員を交代する運びとなりました。新しい委員は、同じく全国健康保険協会愛知支部より山西ゆかり様をご推薦いただきまして、すでに委嘱させていただいております。本日はご都合によりご欠席となっておりますが、また改めて第2回以降にご紹介をさせていただきますと思います。

それでは、会議に入らせていただきます。終了時刻は、3時半を予定しておりますので、どうぞご協力方よろしくお願いいたします。

最初に、次第の1「運営協議会会長の選任」でございます。皆さんご存知の通り、昨年の丸山会長の辞職に伴いまして、現在は会長が不在でございます。このため、会長選任までの間、久世会長代行に引き続き会議の進行をお願いしたいと思います。会長代行、よろしくお願いいたします。

会長代行

昨年度の選任の時に説明がありました通り、当協議会の会長につきまして、国民健康保険法施行令第5条に「協議会に会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する」とあります。これまでは慣例として公益代表の中でご協議をいただいて、会長や職務代행을推薦し、他の委員のご了解を得るという方法で決定しておりましたが、今回もそのようにさせていただきます。

委員

異議なし。

会長代行

ありがとうございます。では、あらかじめ公益を代表する委員の皆さんで会長選任の協議をさせていただきましたので、推薦のご発声をお願いしたいと思います。

A委員

玉置幸哉委員を推薦いたします。

会長代行

ただいま推薦がありましたが、会長には玉置幸哉委員をお願いするということでよろしいでしょうか。

委員	異議なし。
会長代行	異議なしということでありがとうございます。では会長が決定されましたので、新会長から一言ご挨拶をお願いいたします。
会長	ただいま会長にご推挙いただきまして就任をいたすことになりました。国民健康保険運営協議会は、一時期、丸山委員が入っていた時に委員を外れましたが、その後、会長代行の方から話があり、丸山委員の代わりに復職をしまして、皆さんと一緒にご議論をさせていただきました。 ここ数年、税率が市民の皆さんには非常に厳しい状況になっている中での運営協議会でありますので、今年度も、先ほど久世会長代行の方からも厳しい数字になるだろうと、ただ、一つの方法として新たな形を見だしていきたいというようなご発言もありました。今日も追加資料の中で、その資料も用意しておりますので、ぜひとも皆さんでいい形で今年度乗り切っていきたいと思えます。どうぞ皆さんのお力をお貸ししたいと思えます。よろしくお願いいたします。
課長	ありがとうございました。では、会長職も決まりましたので、改めて会議の進行は、「犬山市国民健康保険運営協議会規則第3条」により、会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。
会長	それでは、本日は、委員11人が出席しており、協議会規則第5条の会議の成立要件を満たしておりますので、直ちに協議会を開催させていただきます。議事に入る前に議事録署名人を、私の方から指名をさせていただきます。被保険代表の日比野委員、保険医・薬剤師代表の山本委員のお2人に署名人をお願いしたいと思います。それでは議題に入りたいと思えます。議題1「令和4年度国民健康保険特別会計決算見込みについて」、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	資料1をご覧ください。まず、歳入についてご説明いたします。令和4年度の歳入の決算額は、67億9,006万5,752円、令和3年度と比較して約2,400万円の増額、率にして0.4%の増加となりました。国民健康保険税について、国保加入者が納めた国保税の金額ですが、前年度より約3,000万円、率にして2.3%増となっています。増の理由ですが、「主な増減理由」と合わせてご覧ください。まず、現年度分、これは令和4年度に課税した分になりますが、これについては今の委員の皆さんではなく、前の任期の委員さんが出された令和3年度運営協議会の答申に基づき、9.5%の増税を図りましたが、加入者数が6.8%減少しましたので、現年度分の総額としては3.7%の増加となりました。滞納繰越分、これは令和4年度より前に課税した分になりますが、令和3年度よりも減りましたので、最初に申し上げたように国民健康保険税全体としては2.3%の増という結果となりました。 続いて、歳出についてご説明いたします。令和4年度の歳出の決算額は66億62万7,347円、令和3年度と比較して約900万円の減額、率にして0.1%のマイナスとなりました。「主な増減理由」をご覧ください。総務費

の欄に被保険者数を記載しています。令和4年度末で1万2,717人、1年前と比べると6.8%減ったことになります。次に保険給付費についてですが、保険給付費は被保険者が病気やケガで病院にかかった場合や、出産、死亡した場合に市から給付するものですが、さきほどご説明させていただいたように加入者は6.8%減っていますが、保険給付費はそこまで減ってなくて、令和3年度と比べてほぼ横ばいとなっています。これは、一人当たりの医療費が伸びているためで、一人当たり医療費は5.8%増となっています。それから、国民健康保険事業費納付金について、これは県へ市が納めるもので、昨年度の協議会で議論していただいたように、この額に基づいて保険税が決まってきます。令和4年度の納付金は、前年度と比べて約1,500万円減少しています。減った理由としては、令和3年度の運営協議会で説明させていただいているところですが、昨年度の協議会でも何度か話題に上がったように、愛知県が剰余金を取り崩して納付金の増加を抑制したことによります。

以上の国保特別会計の歳入決算額から歳出決算額を引きまして1億8,943万8,405円、これが令和5年度への繰越金となります。

続いて、資料2をご覧ください。令和4年度決算の財政分析についてです。資料1で説明しました歳入総額がA、歳出総額がBに記載してあります。そして、中段あたりに、 $A - B$ として、先ほど説明させていただきましたが、約1億8,900万円が令和5年度への繰越額となります。このように、決算額としては黒字ですが、この中には基金からの繰入金や前年度からの繰越金が入っていますので、それらを取り除いた単年度の収支を見ていきますと、単年度収支としては9,536万9,381円の赤字になります。決算上は、基金を繰入れていますので黒字となっていますが、単年度で見ると赤字となっています。本来、この赤字部分は保険税で賄うべき金額ということになります。

会長 ただいまの説明に対して何かご質問はありますでしょうか。

B委員 資料2の翌年度の繰越額が令和2年度、令和3年度、令和4年度とだんだん増えていますが、基金はだんだん減ってきていると思うんですけど、今年度への影響だとか、全体の中で基金はどのようになっているのでしょうか。

課長 繰越金が1億9,000万近く出ておりますけれども、今度の9月補正で、そこから前年度の精算をしまして、残った残金1億7,000万ぐらいをもう一度基金の方に積み戻しをさせていただきます。4年度末の基金残高が2億2,000万でしたので、それに約1億7,000万積み戻しをさせていただいて、3億9,000万円になる予定をしております。
また、この後、今年度末には決算が赤字にならないために、基金をまた繰り入れなければいけません。金額はどれぐらいなるかわかりませんが、一旦またそこで取り崩させていただきます。

会長 他に質問はありませんか。他に質問もないようですので議題1を終わります。それでは次に、議題2「令和5年度課税状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは資料3をご覧ください。令和5年度の国保税は、昨年度の運営協議

会の答申に基づき、全体では9.5%の増税を図って税率・税額を設定しています。令和5年度の課税状況ですが、④課税額の総合計は約17億6千万円、これが、6月1日時点の国保加入者全員に今年度1年間に課税する金額の合計です。実際には、国保制度には、低所得者や未就学児の軽減制度や、所得が高い方への賦課限度額というものがありますので、そういったものをマイナスしまして、実際の課税総額は⑨の13億6,522万5,300円となります。前年度と比べてどうかということですが、最初に申し上げたように、昨年度の運営協議会の答申に基づき、全体で9.5%の増税を図りましたが、結果としては被保険者数の減少により前年度と比べて1.0%増となりました。ただ、被保険者一人あたりで見ると、昨年度は年間で95,249円でしたが、今年度は104,160円となり、前年度と比べて9.4%の増となっています。

会長

ただいまの説明にご質問はありませんか。やはり負担は増えていっているというのは皆さん感じ取れると思うんですけど、いかがですか。それでは質問はないようですので、議題2を終わります。

次に、議題3「国民健康保険における負担金や補助金制度の概念について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

先ほどから会長、会長代行の話にもありましたが、今年度、我々が国や県にどういう要望をあげていったらよいか、市として国保税負担以外の何かを模索していかないといけないので、その前提となる基礎知識を説明させていただきます。資料4の図は、上が都道府県単位の状況、下が市町村単位の構造となっています。まず、都道府県単位の方ですが、図の四角が、愛知県が払う全部の医療費、いわゆる支出額だと思ってください。一番左に前期高齢者交付金というものがあります。前期高齢者というのは、65歳から後期高齢者に移る前の74歳までの方のことです。この方たちにかかる医療費について、国保はお年寄りが多いので、高齢者の医療費の割合が高い。それに対して、健保組合は、基本的に若い人が入っているので、高齢者の割合が低い。全部の健康保険の前期高齢者の割合より低いところはお金を払う、高いところはお金をもらう、そういう仕組みがありますので、結果的に県には社会保険から大きなお金が収入されます。これが前期高齢者交付金です。この割合はかなり高く、1,600億円くらいです。次に、それを除いた部分を半分に割ります。半分は国や県が持ちます。その内訳は、国の財政調整交付金が9%、県の一般会計からの繰入金9%、それから国の療養給付費等負担金、療養給付費の32%を国が持つことになっています。このように合計50%は国や県が持っています。右半分のうち、保険者努力支援交付金は、経営状況がよくて、国のいうことを守っているとインセンティブがあります。愛知県全体で25億円くらい、全体で見ると1%くらいです。その残りが、各市町村に割り振られる納付金で賄われる部分です。そして、この納付金が市町村レベルに降りてきます。先ほど話がありましたが、納付金を払って市の国保事業を行うだけの保険税を被保険者からいただかないといけないことになっています。このグラフは以前にも示したことがあります、上下方向が税負担額、水平方向が所得水準を示しています。復習になりますが、所得の低い世帯には、均等割や平等割を7割、5割、2割安くする制度があります。所得がある方たちは、均等割、平等割に加えて、所得割がかかってくるので、所得が増えるにしたがって、負担が増えていくとい

うことになります。ただし、賦課限度額がありますので、一定の所得、だいたい1千万円くらいと言われていますが、賦課限度額を超える世帯はそれ以上払わなくてよいというかたちになっています。このような状況に対して、どのようにお金が入ってくるかというのがその下の図です。基盤安定制度と言いますが、保険税を軽減した世帯については、法に基づいて、すべて一般会計から繰り入れています。財源は県が4分の3、あとの4分の1を市が持って、全額を国保特会に入れています。だから、軽減した分については、国保の他の加入者が負担するということはありません。それから、中間所得の方への配慮として、2つあります。基盤安定制度（保険者支援分）は、中間所得の人のしわ寄せを是正する施策で、内容としては、一人あたりの保険税額に軽減した人数をかけて、それに国の係数をかけたお金がもらえています。1億3,000万円くらいです。13億くらいの保険税のうちの10分の1くらいはこれで賄われているので、その分保険税は安くなっています。もう一つは、財政安定化支援という繰入金で、これは市が全部持たないといけないですが、地域性がある、国保のせいではないという場合は一定の計算式でお金が入ってきます。高齢者が多い、子どもが多い、精神病院が多くて経費がかかるなどいくつかのメニューがありますが、犬山市が該当しているのは高齢者が多いという部分です。金額としては2,000万円強が毎年、法定分として一般会計から入ってきます。この二つで、中間所得の人の負担を下げようということに現行ではなっています。国保を取りまく、国や団体からの県や市への負担や補助はこのような形になっています。説明は以上です。

会長

改めて詳しく説明いただきましたけども、これについて、ご質問、ご意見ありますでしょうか。今後、先ほど言っていた法定外繰入を考えていく上で、押さえておかななくてはならない仕組みですので、是非とも皆さんにはこれをご理解しておいていただきたいと思います。何か、現時点で聞かれないことなどありますか。

C委員

皆さんのお手元に追加資料で、一般質問の資料があると思うんですけども、市の答弁としても、やはり増税がずっと続いていて、右方上がりで続いてくのは制度の信頼性からしてもちょっと厳しいだろうということでは何とかしたいところでは、気持ちは一致してるような状況です。ただ市としては、まず市の不公平な仕組みの中で、もっと国に要望したいということで、まずはそこをやっていききたいということだったんですけど、市の要望としては、この今の説明の中の部分になるんですか。特に2番目の財政安定化支援事業を意図して言っていたことなのか、また違う枠の話なのか。

事務局

先ほど申し上げましたけども、市としてやるべきことは、市長が久世議員の一般質問に対して答弁して、まず、市長として、市民の方を向いて、国や県にいろいろな要望を今までよりもっと具体的にしていこうということがあります。

それで、そうした機会（市長会）が今年2回ありまして、実は1回目が7月7日に終わりました。もう1回は冬にあるそうです。7月に言ってきたことについては、今の説明したところの上の部分で国や県の補助があり残った部分は市町村に割り振られているわけですから、単純に言えば、先ほど半分に割っ

た部分、ここが増えれば、我々の負担は減ってきますから、まずは犬山市に特別なこととかではなくて、一般論として、正攻法でここを増やすべきではないかということ、全体のパイを増やしてほしいという言い方を、今回、市長にはしてきていただいたはずです。

そして、冬の時には、先ほどC委員がおっしゃった財政安定化支援事業はどれだけ増やせといっても、増やせば市が全部持つだけになるので、これは市としての判断になりますから、国や県に物を申すのであれば、そうではない部分、例えば基盤安定制度の改良であったり、それを所得の水準を考慮して欲しいであったり、そういったやり方を市長には提案をしてもらえるといい。もっと具体的に、犬山市にも得になるけれど我田引水ではないような、何か提案ができたらいいかなというふうには思っています。

C委員

一般質問の答弁とは完全に別枠で要望してるということですか。

事務局

別枠ではなく、（市長会の機会が2度あり）2回に分けて要望する機会がありますので、今回は一般論で、次はもう少し犬山市にも恩恵があるように個別具体的にということで、2回の機会をフルに使えればと思っています。

先ほどの意図は、法定外を増やすという発言もありましたが、今までのような税の上げ方ではなくて、一番はまず法定繰入を増やす方法はないのかというのが1点、それから、去年の議論の中でもありましたが、法定外繰入には国が認めていないものと、認めているものがあるという話をしましたから、容認されているもので、まだ何か掘り出すものがないのかという議論をしていければと思います。市の財政としては、お金に色はついていませんから、市が支出するのは変わりがないんですが、国に逆らいたいわけではありませんので、できるだけ国から容認されているような法定外繰入がないのかを模索をする必要があるのかなと思っています。

最終的には、それでも足りないという状況であれば、あとはもう皆さんも含めての政治判断という形になると思います。その場合は基金残高がいくらで、保険税はこれだけ上げなくてはいけないがここまでに抑えたい、今の手段をとってもこれだけ足りないということであれば、最終的にはそういうことがあるかもしれない、という基礎としてお示しをしました。

C委員

法定繰入の場合は交付税の基準財政需要額には算入されるということですか。

事務局

法定繰入については、先ほどの財政安定化支援事業も含めて算定されているということになっています。ただ、交付税というのは、算定されているからといってもらえているのかどうかはお金に実際は色がついていないので分かりません。国の説明としては、交付税の算定基礎には入っているということです。

C委員

財政安定化支援事業の部分では、もっと増やせる、法定繰入をふやせる余地はあるのかなのか、どうですか。

事務局

これは計算式が決まっていて、今で目一杯繰り入れておりますので、これについては増やせる余地はないです。

C委員

了解しました。

会長

他に質問はありませんか。今後の議論の中で、法定外繰入ありきというわけではなくて、我々としてもできれば法定内の中でおさめたいというところもあります。その法定内繰入にも様々あるというご説明だったと思います。今後これを題材に議論をしていければなというふうに思っております。よろしいですか。他に質問もないようですので、議題3を終わります。

それでは次に議題4「第3期データヘルス計画の策定について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

資料5をご覧ください。今年度は「第3期データヘルス計画」を策定する年度となります。

まず、「①データヘルス計画とは」ということですが、データヘルス計画は、データを活用してつくる保健事業の実施計画、健康を保つための計画です。では、どんなデータを活用するのかということですが、特定健診の結果やレセプトのデータを活用します。特定健診結果やレセプトのデータは、すべての健康保険組合や市町村国保がそれぞれ加入者の分を電子データで持っています。犬山市では、犬山市国保加入者のデータを持っていますので、そのデータを活用します。データヘルス計画とは、もう少し詳しく言いますと、保険者が持っているデータを分析して、加入者の健康課題を明らかにし、その特性に合わせて効果的・効率的な保健事業を行うための計画です。データヘルス計画は国が推進する健康事業で、その目的は、生活習慣病などのリスクを低減し、医療費を抑え、健康寿命を延ばすことにあります。犬山市だけがつくるのではなく、全ての保険者がそれぞれデータヘルス計画をつくりませんが、犬山市で作るのは、国保加入者に向けた健康計画となります。

次に、「②これまでの計画」ですが、これまで第1期、第2期と策定してきました、今年度が第2期の最終年度になります。そこで、今年度、令和6年度～令和10年度までの6年間の計画で、第3期を策定します。

「③今後の予定」について、第2回協議会では第2期の計画の総括をさせていただきます。第3回協議会では第3期データヘルス計画の素案をご提示させていただき、ご意見をお伺いしたいと思います。第4回協議会では計画の修正案をご提示させていただき、2月初旬の第6回で最終の計画案をご提示させていただきたいと思います。

データヘルス計画は、運営協議会の諮問事項ではありませんが、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。特に、保険医・保険薬剤師の先生方から専門的な意見をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。第3期データヘルス計画の策定についてということで、第2期はご存知の通りコロナ禍があり、そしてコロナ禍が明けたのが今年度でありますので、その辺り先生方も肌感覚としていろいろと掴んでおみえになると思いますが、ご意見として何かありますでしょうか。参考意見ということで、こんなことが気になっているとか、そういうことがあれば。D委員いかがですか。

D委員	確かにコロナ禍になって、受診を遠慮されている方が多いので、生活習慣病などは心配しています。
E委員	やはり受診控えの方がたくさんおられたので、コロナが落ち着いてきて受診される方が増えれば、生活習慣病の受診も進むのではないかと。受診の推進が大切ですね。
C委員	まだ現状としては受診を控えられているような雰囲気なのですか。
E委員	報道でコロナ患者数が増えてくるとやはり控える方が多い。今は、落ち着いているので、これまで控えられている方が診察にくるということになります。
会長	F委員、歯医者者の知見として、いかがですか。
F委員	肌感覚としては、定期的に検診こられる方は、コロナ禍でも関係なくいらっしゃったような感じがします。普通の治療の方だと、控えているのか、中断しているのかちょっと分かりません。最初の頃は、歯科はしぶきが飛びますので危ないと言われましたが、結局関係はなかったですが、いろいろな波がありました。ところで、過去のデータヘルス計画の結果が出ているのですか。
課長	今の委員さんに変わる前の令和4年3月に、第2回データヘルス計画の中間見直しをさせていただいて、残りの2年間をやっています。その検証を含めて、今度の第2回協議会で、第2期の計画の総括をさせていただき、被保険者の現状の分析も併せてご報告をさせていただこうと思います。
C委員	前回いただいたご意見によって、歯周病と生活習慣病の関連というところで、歯科健診の回数を見直したということがあったと思います。
課長	前委員の歯科医の方から、歯周病と糖尿病との関係について非常に強くご発言がありました。10年ごとに検診をやっていたのですが、もっと短いスパンでやったほうが良いというご意見をいただきました。それに対して検討させていただいた結果、歯科健診は、所管が健康推進課の方になるのですが、あまり高齢になってから回数を増やしてもということでしたので、若い方の健診の回数を増やすという形で対応させていただいたと記憶しております。
F委員	第1期の結果は出ているのですか。
課長	第1期は終わっておりますので、結果は出ています。
会長	では、事務局にお願いですが、委員さんも交代されてみえますので、次回、第1期の総括も準備をさせていただいて、第2回協議会で、その数字も見ながら皆さんと議論を深めていくことにしたいと思います。今は先生方からは肌感覚でしか意見がもらえませんが、そういうことでよろしいでしょうか。他にご意見を、G委員、いかがですか。

G委員

薬局としては、肌感覚になりますが、最近コロナの検査が保険適用になって医療費が3割かかるということで、薬剤師会会員のドラッグストアさんから在庫確認の問い合わせが増えてきてはいます。ドラッグストアでは売仅此ですので、今は陽性になっても特に対応しないので、実際どうなっているのか分かりません。もしかしたら、この後、人知れず流行っていったら、どう対応していけばいいのかなということがあります。

会長

やはりコロナの関係は我々も報道でしか中々その数字が分からないというか、ただ身近で1人2人とかかり出すとちょっと不安になるということも多いと思います。先ほどご意見がありましたように、第1期のデータヘルス計画の結果がどうだったか、総括がどうだったか。そして第2期、平成31年から令和5年、コロナ禍真っ只中と、それが明けた時期がどうだったかということも含めて皆さんで議論をしていきたいと思います。コロナの時は高齢者の方も家に閉じこもって、なかなか運動する機会もなかったということもあったというふうに聞いております。その辺りもデータヘルス計画の中には、今後、コロナ明けて、高齢者の方の運動とかそういうところも少し盛り込んでいかないといけないかなというような気は個人的にはしております。皆さんも、再度、次の協議会の時にいろんなご意見をいただければいいかと思っておりますので、今日のところはこの辺でよろしいでしょうか。それでは他に質問もないようですので、議題4を終わります。

それでは次に、議題5「今後の協議委員会日程」について、事務局よりお願いいたします。

課長

では、資料6の令和5年度今後の協議会日程（予定）をご覧ください。

まず第1回、本日ですが、会長の選任から第3期データヘルス計画までご協議いただきました。

そして次に、市長より諮問があります。これは先ほど事前に調整させていただきまして、8月3日木曜日の9時30分から10時という形で決めさせていただきました。会長と、もしご都合がよろしければ会長代行もご同席いただきたいと思います。またご報告はさせていただきます。

次に第2回は、8月の下旬を予定しております。事務局側の案では24日木曜日あたりを考えております。また後ほど皆さんのご都合をお伺いしたいとおもいます。この第2回につきましては、税率、それから応益応能割合について話をさせていただきたいと思っております。それから先ほど言いましたデータヘルス計画の第1期、第2期の結果を含めた現状分析をお話させていただきたいと思っております。

第3回につきましては、10月の中旬を予定しております。事務局案ですと19日の木曜日ですが、こちらも皆様のご都合で第2回の時に決めさせていただきたいと思っております。こちらも税率改定、応益応能割合、それからデータヘルス計画、こちらは素案がこの頃になりますとできてきていると思っておりますので、素案をたたき台にしてご意見を賜りたいと思っております。

第4回は11月下旬になっております。24日の金曜日というふうに書いてございますけれども、ちょうど23日の木曜日が祝日になっておりますので、仮に24日金曜日と書かせていただいておりますが、また皆様のご都合を聞きながら調整させていただきます。こちらでは、すでに愛知県の事業費納付金の

仮算定が大体11月20日過ぎぐらいに会議があつてそちらで示されますので、それを基にした試算結果の方をお伝えしたいと思っております。それに基づきまして、どれぐらいの税率が必要なのかというようなことを例年ご協議いただいております。その回で税率が決まれば、答申案を作っていただきたいと思っております。そして、データヘルス計画、こちらは第3回の素案のご協議を踏まえた修正案を持って参りますので、またそちらをご協議いただきます。

そして第5回ですが、こちらはもし第4回の時に答申案がまだ決まらない状態であれば12月にもう一度開かせていただきたいと思います。この場合は、委員の皆さん全員にお集まりいただくのではなくて、公益代表の方と最終的な詰めをしながらという形でやらせていただく形になるかもしれませんので、よろしく願いいたします。

それから、年内の最後か年明けぐらいに、会長と会長代行の方から市長に答申をさせていただきます。

それが終わりました第6回、来年2月初旬ぐらいですけれども、答申についてのご報告と、それから愛知県の事業費納付金の本算定が出ておりますので、そちらのご報告をさせていただくのと、データヘルス計画の最終案をお示したいと思っております。

以上、今年度は第6回までということで予定をしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

会長

説明ありがとうございました。年間の日程を今ご説明いただきましたが、皆さんの方からご意見、ご質問はありますか。また、11月は祝日の翌日ということで、先生方には患者さんが増えるかもしれないということで、今事前に事務局の方からも投げかけがありましたけれども、まだ先のことですので、何かございましたら事務局の方にご連絡いただいて、まだまだ日程調整はできると思いますので、お願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは議題5を終わります。

続いて、ただいまの説明を受け、まず次回の日程だけ確定したいと思います。第2回の運協を8月24日の木曜日、時間は今日と同じ午後2時からということにしたいと思いますが、皆さんご予定の方はいかがでしょうか。では、次回8月24日木曜日の午後2時からで予定の方をお願いしたいと思います。

続きまして、議題の「その他」ということで、事務局から追加資料のご説明をお願いいたします。

課長

追加資料として「久世議員の令和5年2月議会における一般質問と答弁の要旨」というものをお配りしております。こちらの方に書かせていただいているのは、議員が市へ通告をしていただいた質問と、答弁の要旨がまとめてございます。少し途中で言っていたんですけど、もし補足で説明されることがあればお願いします。

会長

では、C委員から、思いも含めてお願いします。

C委員

流れとしては、今までのこの運営協議会での協議のとおり「増税のペースがかなり急になってきていて、これ以上の増税はまかりならない」ということを

昨年度の答申で行いました。それを踏まえて、一般質問という形で、市長が変わりましたので、市長に見解を尋ねるということで行いました。重要な部分は一番最後のところだけです。「④市長の考えや今後の行動はどうか。」というところで、法定外繰入に踏み切るかどうかを、その当時の段階では示すことができないけども、市長として何とかしたい、まずは国や県に働きかけをしていきたいという答弁だったということです。

会長

ありがとうございました。今、C委員から話がありましたように、昨年度の答申の時点で、運協としてもうこれ以上増税を市民に負担するのは厳しいという意味で、市長に答申を持っていております。そういった意味では、今年度、我々はその辺のことも踏まえての議論になるのかなあとと思います。ましてや物価高騰で市民の方々の財布は非常に厳しい状況にもなっております。昨年度よりも今年度の方が多分厳しいと思います。賃上げも、中小企業の賃上げは思ったようにできておりません。物価高騰分も届いてない状況ですので、税負担というのがかなり響いてくるのかなあと私個人も思っております。先ほど事務局の方から説明ありましたように、市長も国に対して様々な要請行動をとっておりますので、我々としても、今の市民の状況などをよく鑑みながら、今年度は、例年にも増して、細かい数字をもって議論していかないかなというふうに思います。ぜひ皆さんの活発なご意見もお願いしたいと思います。この件について、何かご質問、C委員にご質問など、よろしいですか。

C委員

答申の中でも、市長と雑談をする中でも、基本的にはお気持ちは一緒ですということで、別に対決するではなくて認識は一致しながら進んでいるということでご理解いただければと思います。

会長

ありがとうございます。それでは本日の議題はすべて終了しましたので、会議はこれをもって閉会します。事務局にお返しします。

(閉 会)

犬山市国民健康保険運営協議会規則第7条に基づき、この議事録を作成し、署名する。

署名

(原本に 玉置 幸哉 署名)

署名

(原本に 日比野清正 署名)

署名

(原本に 山本 敬三 署名)